



出雲市 子育て世帯はぐくみ応援特別給付金

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける子育て世帯の生活を支援するため、臨時給付金を支給します。

1. うちの子は、対象になるの？（対象児童）

平成17年(2005)4月2日から令和6年(2024)4月1日までに生まれたお子さんが対象です。

2. だれがもらえるの？（給付対象者）

対象児童の保護者のうち、次の(1)または(2)に該当する生計を維持する程度の高い人（生計中心者）が支給対象者です。（所得制限はありません。）

- (1)令和6年(2024)1月31日時点で対象児童を養育し、市内に住所がある人
- (2)令和6年(2024)2月1日から令和6年(2024)4月1日までに出生した児童の出生時点で市内に住所がある人

※市内に住所がある…出雲市に住民登録がある人のことをいいます。

3. いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、1万円（同じお子さんへの支給は1回のみ）

4. 申請は必要ですか？（手続方法）

申請が不要な場合と必要な場合があります。

① **出雲市から児童手当を受給している方**に対して、**申請不要**で児童手当受給口座へ振り込みます。（「**プッシュ型**」による支給）

※給付金の受け取りを希望しない場合は、受給拒否届出書の提出が必要です。

② 出雲市から児童手当を受給していない方は申請が必要です。申請が必要と思われる世帯へは案内文書を郵送しますので手続きをしてください。

<申請が必要な方>

- ・**高校生のみを養育**している方
- ・**所得超過**のため児童手当を受給していない方
- ・勤務先（所属庁）から児童手当を受給している**公務員**の方など、出雲市から児童手当を受給していない方。

このような場合は申請が必要です。裏面をご確認ください。



裏面もご確認ください 

5. いつもらえるの？（支給時期・申請期限）

プッシュ型で支給する方には、令和6年2月末から順次支給を開始します。入金の確認ができなかった場合には、お問い合わせください。

②に該当する方の申請期限は**令和6年4月30日**です。詳しくは郵送する案内文書をご確認ください。

6. 申請するにはどうしたらいいの？（申請方法）



①電子申請(3月1日から可能)

申請フォームにアクセスし、必要事項を入力してください。

必要資料は画像で添付してください。公金受取口座の利用を希望される場合には、口座資料の添付は不要です。

※公金受取口座を利用するには、あらかじめマイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要です。

申請はこちらから

スマートフォンの方

パソコンの方

🔍 出雲市 はぐくみ給付金



②郵送申請(当日消印有効)

申請書に必要事項を記入し、必要書類のコピーを同封して以下まで郵送してください。



③窓口申請(受付時間:平日8:30~17:15)

申請書に必要事項を記入し、必要書類のコピーを添えて、本庁子ども政策課または各行政センター市民サービス課へ提出してください。

7. こんなときはどうなるの？（FAQ）

Q. 令和6年2月1日以降に出雲市から転出した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 基本的には、児童手当の振込指定口座または別途指定した口座に出雲市から振り込みます。ご不明な点があれば、お問い合わせください。

Q. 令和6年2月1日以降に出雲市へ転入しましたが、給付金は受け取れますか？

A. 令和6年1月31日を基準日として判断しています。そのため、支給対象になりません。なお、令和6年2月1日から令和6年4月1日の間に生まれたお子さんの出生時点で、市内に住所がある場合には新生児分のみ給付金の対象です。

お問い合わせ・郵送での申請書送付先

〒693-8530 出雲市今市町70

出雲市役所 子ども政策課

「子育て世帯はぐくみ応援特別給付金」窓口

電話:0853-21-6644(FAX:0853-21-6413)

制度のご案内は
こちらから

